

資料 2

総務大臣諮問第 3 0 1 号説明資料

総 郵 信 第 4 8 号

平成 1 9 年 1 1 月 9 日

郵 政 行 政 審 議 会

会 長 森 下 洋 一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印

諮 問 書

総務大臣諮問第 3 0 1 号

株式会社モト・クロサワ（代表取締役 黒澤 誠二郎）ほか 8 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 3 3 条において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり信書便約款の認可申請があった。その概要は別紙 1 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2）のとおりであり、同条第 2 項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第 1 項の規定に基づき認可することとしたい。

上記のことについて諮問する。

信書便約款の認可申請の概要

いずれの申請においても、次の事項が規定されている。

1 引受けの条件

- (1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品
- (2) 大きさ及び重量の制限
- (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装
- (4) あて名は、送り状を外装に張り付け又は信書便物の表面に記載
- (5) 引受場所は、営業所、差出人指定の場所、あらかじめ差出人との間で定めた場所
- (6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披

2 配達条件

誤配達のお知らせ受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達

3 転送及び還付の条件

- (1) 転送については、届出から1年以内に限り速やかに転送（転送範囲は提供区域内）等
- (2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、②約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等

4 送達日数

- (1) 1号役務及び3号役務：送り状に記載の配達予定日、又は、配達予定日の記載がない場合には最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日（離島等の場合は相当の日数を経過した日）等
- (2) 2号役務：差出時から3時間以内

5 料金の收受及び払戻しの方法

- (1) 收受の方法は、引受時又は配達時（受取人払い）等
- (2) 払戻しの方法は、差出人への持参等

6 送達責任の始期及び終期

始期は、差し出されたとき。終期は、受取人への引渡し（同居人、管理者等への引渡しを含む。）又は郵便受箱への投函等

7 損害賠償の条件

- (1) 自己／使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担
- (2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責
- (3) 送り状に記載の責任限度額等を上限としてき損の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償
- (4) 損害に関する責任の時効（その損害を知っていたときを除く。）
受取後1年（き損については、受取後14日以内に通知が必要）

8 他の信書便事業者と協定等をして信書便物を送達する場合、送達上の責任は、自らが負担

信書便約款の認可申請の審査結果の概要 1

信書便約款の認可申請のあった 9 者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても適当であると認められる。

条件等	審査概要（いずれの申請も同じ）	適否
引受け	差し出すことができないもの、大きさ・重量、包装の方法、あて名の記載方法、引受けの場所が適正かつ明確に規定されており、かつ、引受時の申告・開示請求等について規定されている。	適
配達	誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達することとされており適正かつ明確に規定されている。	適
転送・還付	届出から 1 年以内に限り転送（いずれも転送範囲は提供区域内）することなど転送及び還付の条件が明確に規定されており、かつ、当該条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが定められている。	適
送達日数	送り状に記載した配達予定日に配達するなどと規定されており、送達日数が明確に規定されている。	適
料金收受	引受時、配達時等における料金の收受など料金の收受、払戻の方法が明確に定められ、かつ、利用者の利便に配慮している。	適
送達責任	送達責任の始期及び終期が明確に定められている。	適
損害賠償	損害賠償の条件が明確に定められており、消費者契約法第 8 条及び第 9 条に抵触しない。	適
その他	協定等をした場合の送達責任は、自らが負担すると規定されており、当該協定等に係る役務の責任に関する事項が明確に定められている。	適
差別的取扱	特定の者に対し不当な差別的取扱をする規定はみられない。	適

信書便約款の認可申請の審査結果の概要 2

(項目別の概要)

信書便約款の認可申請のあった 9 者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても適当であると認められる。

1 引受けの条件

項 目	審査概要 (いずれの申請も同じ)	適否
差し出すことができない物	差出禁制品が規定されており適正かつ明確に規定されている。	適
大きさ及び重量の制限	明確に規定されており適当である。	適
包装の方法	差出人において送達に適するよう包装するなどとされており適正かつ明確に規定されている。	適
あて名の記載方法	送り状を書面により外装に張付け又は信書便物の表面に記載するとされており適正かつ明確に規定されている。	適
引受けの場所	営業所、差出人から指定された場所等が定められており適正かつ明確に規定されている。	適
申告請求等	引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求・開披の措置が規定されている。	適

2 配達の条件

審査概要 (いずれの申請も同じ)	適否
誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達することが定められており適正かつ明確に規定されている。	適

3 転送及び還付の条件

項目	審査概要 (いずれの申請も同じ)	適否
転送	届出から 1 年以内に限り速やかに転送 (いずれも転送範囲は提供区域内) 又は差出人の指図に基づき転送するとされており、条件が明確で迅速性も担保されている。	適
還付	配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合等に速やかに還付するとされており、条件が明確で迅速性も担保されている。	適

4 送達日数

項目	審査概要 (いずれの申請も同じ)	適否
1 号、3 号役務	送り状等に記載の配達予定日、又は、配達予定日の記載がない場合には最初の 170 km は 2 日、以後 170 km ごとに +1 日とするなど明確に規定されている。	適
2 号役務	差出時から 3 時間以内と明確に規定されている。	適

5 料金の収受及び払戻しの方法

審査概要（いずれの申請も同じ）		適否
料金収受の方法については、引受時、配達時（受取人払）等が、料金払戻の方法については差出人への持参払い等が明確に定められ、かつ利用者の利便に配慮している。		適

6 送達責任の始期及び終期

項 目	審査概要（いずれの申請も同じ）	適否
始期	信書便物が差し出された時が始期とされており、明確に規定されている。	適
終期	受取人等への引き渡し、郵便受箱への投函等を終期としており、明確に規定されている。	適

7 損害賠償の条件

審査概要（いずれの申請も同じ）		適否
以下に掲げるとおり、明確。これらはいずれも消費者契約法第8条及び第9条の規定に抵触しない。 ・ 自己／使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担 ・ 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責 ・ 送り状に記載等の責任限度額を上限としてき損の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意／重過失により生じた場合には一切の損害を賠償 ・ 損害に関する責任の時効（その損害を知っていたときを除く。）は、受取後1年（き損については、受取後14日以内に通知が必要）		適

8 その他信書便約款の内容として必要な事項

審査概要（いずれの申請も同じ）		適否
協定等を締結した場合の送達責任は、自らが負担するとされており、明確に規定されている。		適

9 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

審査概要（いずれの申請も同じ）		適否
いずれの事業者についても特定の者に対し不当な差別的取扱いをする内容を内容とする約款上の規定はみられない。		適